

第三十号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 3 月 1 日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第 5 項中「令和 2 年度分及び令和 3 年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に、「令和 2 年 4 月 1 日現在」を「令和 4 年 4 月 1 日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第 5 項の規定は、令和 4 年度分以降の変更後の規約第 1 8 条第 1 項第 1 号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和 3 年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

（説明）

後期高齢者医療の保険料を軽減するための二年間の時限措置として、審査支払手数料相当額等の経費の全額を、関係区市町村の一般会計から負担金として支弁することとするため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要がある。地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の十一の規定に基づき、本案を提出いたします。